

東葛中部地区総合開発事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成22年5月31日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、東葛中部地区総合開発事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条第1項の規定による公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 本組合のホームページへの掲載
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める方法

(申請資格)

第3条 条例第2条第1項第2号に規定する申請をすることができる団体の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本組合又は柏市、流山市若しくは我孫子市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 管理者若しくは副管理者又は議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人又は清算人となっている法人（本組合又は柏市、流山市若しくは我孫子市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が別に定める資格

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第3条に規定する申請書は、指定申請書とする。

(結果の通知)

第5条 管理者は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者の候補者に選定した旨又は選定しなかった旨を選定通知書により条例第3条の規定による申請をした団体に通知するものとする。

(指定の通知)

第6条 管理者は、条例第4条又は第5条の規定により選定した指定管理者の候補者を条例第6条第1項の規定による指定管理者の指定をしたときはその旨を指定書により、当該指定をしなかったときはその旨を通知書により当該指定管理者の候補者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。